

国際港湾施設の保安の確保について

平成16年7月1日から国際航海船舶が一定頻度利用する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾（以下国際戦略港湾等）の岸壁等については、保安措置の実施が義務付けられました。

どのような保安措置を実施すればよいのですか？

国際航海船舶が利用する岸壁等については、
制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
フェンスや照明などの保安設備の設置
保安措置の実施責任者（埠頭保安管理者）の選任
保安措置の実施のための訓練
～ についてとりまとめた保安規程の作成
を実施していただきます。

保安措置の実施が義務付けられる国際港湾施設とはどのようなものですか？

国際戦略港湾等の岸壁等で旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）並びに重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設です。

誰に保安措置の実施の義務がかかるのですか？

岸壁等については施設を管理する方や設置する方に、停泊地等の水域施設についてはその港の港湾管理者に義務がかかります。

保安措置を講じていない岸壁等から出航した船舶は他の国においてどのような取扱を受けるのですか？

他の国の港に入港する際に厳重なチェックを受けるなど不利益を被る可能性があります。

保安措置が講じられた施設ではどのような制限が行われるのですか？

保安措置が講じられた岸壁等については制限区域が設けられ、出入り口での身分証等のチェックが行われるなど立ち入る必要のない方の入場は禁止されます。

岸壁等の前面水域にも制限区域が設けられ、正当な理由のない船舶の侵入は禁止されます。

※ 詳しくは近畿地方整備局港湾危機管理官室（ 078 - 391 - 7582 ）までお問い合わせください。

保安規程策定の流れ

